

裁判手続等のIT化について



我が国の現状

- 平成16年の民訴法改正で、オンライン申立て等を可能とする規定を整備し、平成18年に支払督促手続についてオンラインでの申立て等を導入したが、民事訴訟一般は最高裁規則等が未整備のため、オンラインでの訴え提起等は不可
- 電話会議システムやテレビ会議システムの利用は一部の手続に限定

諸外国の状況

- アメリカを始めとする欧米諸国では裁判手続のIT化が普及
(もっとも、国により内容等に違いあり)
- 近年、韓国やシンガポールなどのアジア諸国でも急速に裁判手続のIT化が進展・拡大

これまでの経緯

平成29年 6月 9日「未来投資戦略2017(成長戦略)」,「骨太の方針2017」

……裁判手続等のIT化を推進する

平成29年10月30日 内閣官房により「裁判手続等のIT化検討会」(有識者会議)立上げ

平成30年 3月30日 同検討会において、報告書の取りまとめ

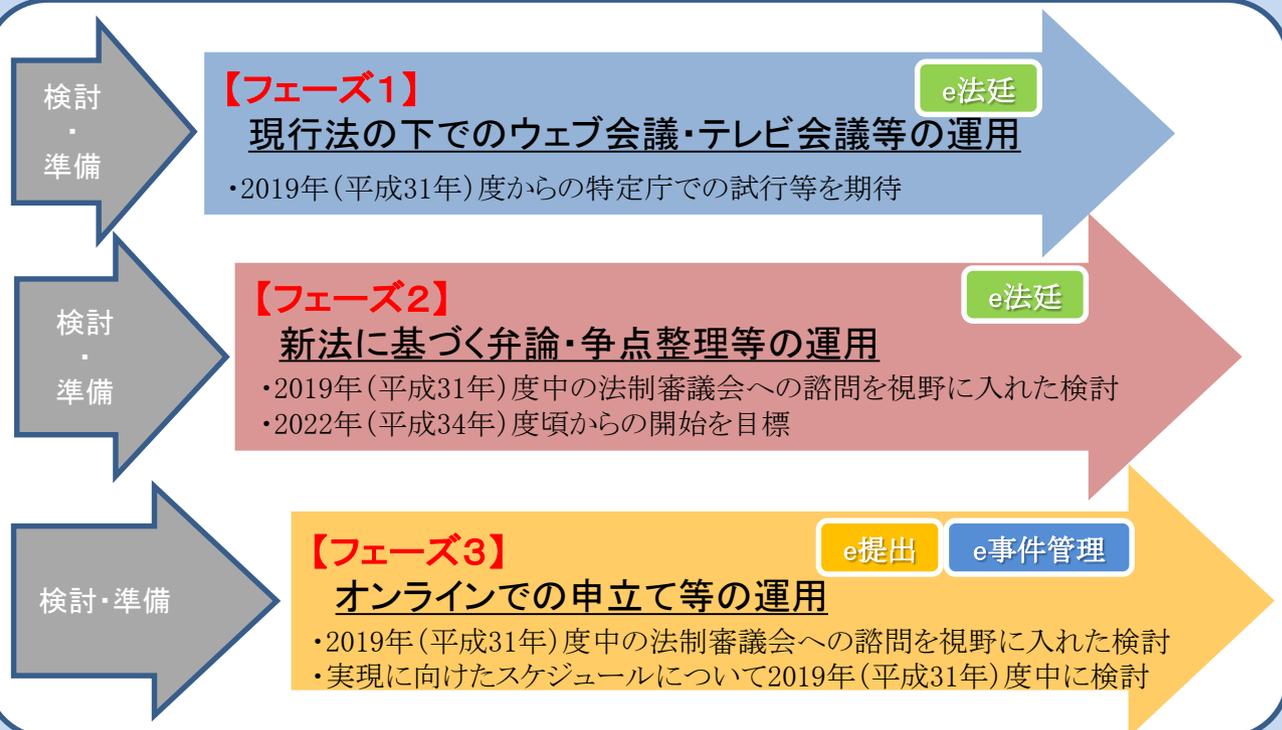
「**裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー「3つのe」の実現に向けてー**」

報告書の内容

(IT化の主な内容)



(プロセス)



平成30年7月24日より 民事裁判手続等IT化研究会において検討中